

<p>月報</p>	<p>日本キリスト改革派 横浜中央教会</p>	<p>2014年7月13日 7月号</p>
-----------	-----------------------------	---------------------------

## 政 教 分 離

C. K

カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい。

7月1日に東京恩寵教会で第69回年度第1回臨時会が開催されました。諸委員会からの報告や人事の事柄が協議され最後に開催通知にある東部中会社会問題委員会提案の「安倍首相靖国参拝違憲訴訟」を支援する事の提案がなされました。

提案文は以下の通りです。

東部中会が「安倍音三首相の靖国神社公式参拝」に関する違憲訴訟を支援し、教員がキリスト者個人として、原告に加わることあるいは支援会に入会する事を勧めることを提案します。

理由

日本キリスト改革教会が取り組んできた「信教の自由と政教分離」獲得において重大な訴訟であるゆえ。

社会問題委員会委員長の熊田教師議員が資料にのっとり趣旨説明をして協議に入りました。

最初は提案同意の意見が強かったが、途中で長老議員からのこの提案を認める事により、教員へのデメリットがあるのでは無いかとの質問・意見を境に種々の反対意見や躊躇する意見が出て、討議打ち切りの動議が出され、これが受け入れられ、この会での討議は打ち切られました。

ある面で緊急を要する問題なのに討議を打ち切り次回に回すのは得策では無い、少なくとも時間内に話し合える面は話をしておくべきだとも思いました。

前面に出て来たのは、政教分離の原則です。

委員会の「国家と宗教に関する問答集」を主に用いた説明の見出しだけを記しておきますから自ら当たって下さい。

- 1、「靖国神社国営化法案」と「教会と国家に関する信仰の宣言」
- 2、教会とキリスト者の関係性と区別性
- 3、「信教の自由と政教分離」獲得の歴史的経緯と教訓
- 4、「靖国神社公式参拝」の問題点

以上

## 「クリスタル・ナハト」の再来を杞憂（きゆう）する

立石 章三

7月1日に東部中会臨時会が開かれ、諸問題が協議されました。主な議事内容は掲示板の「略報」でお読みください。大きな議論となったのは、社会問題委員会が提案した「“安倍首相の靖国神社参拝違憲訴訟”を、東部中会が支援すること」という提案で、委員会のねらいは、教会員が原告国に加わることで、あるいは支援会に入会することを勧めることでした。

私は社会問題委員会がこの訴訟を「重大な訴訟である」と評価し、今まで以上の反対活動を訴えようと判断されたことを支持すると言いました。日本キリスト改革派教会30周年宣言「教会と国家に関する信仰の宣言」の三「国家に対する教会の関係」では、「教会は、国家を見守る者としての預言者的な務めを果たし、主が促される時には、公に主のみこころを宣言する」(2)、また「政治・経済・宗教などのあらゆる形の専制にたいし、特にそれが全体主義的になる時、それに公に抗議することは、教会の義務である」(3)と述べています。

しかし議場からは多くの反対がありました。その理由として政治規準66条2：1「教会会議は、絶対権威を主張して、良心を束縛するような規則を制定することはできない」に抵触する。「政教分離原則」に抵触する。「原告国に加わるのが良いクリスチャンだ」という価値観が生まれる。「原告団に加わって名前を登録すると、職場の上司から注意を受けるなど、生活の上でリスクが伴う可能性がある」という意見が出ました。私は「リスク」という抽象的な言葉を使うべきではないと反論しましたが、結局廃案になりました。お上に逆らうとどうなるか」という実体のない「自分で作った影におびえる」という自己規制がすでに教会の中に入り込んでいるのかもしれない。

社会問題委員会が提案したのは、今まで委員会が啓蒙活動してきたことを、東部中会の名をもって行うということにすぎません。しかし議場は、委員会ではなく中会の名が全面に出てくることによって、強制されるような危惧を感じたのでしょう。私はこういう提案を出すためには、もっと「緊急性と「重要性」を説明し、今までとは異なる闘いが必要だということ」を納得させねば難しいだろうと感じました。社会情勢はどんどん悪くなっています。今までとは違う新たな抗議の姿勢が必要です。しかし今、私には一つの懸念がわき上がってきました。その内容を口では説明しにくいので、ナチスと闘ったドイツ告白教会の牧師マルティン・ニーメラー(1892～1954)の詩を紹介し、代弁してもらいます。

「ナチスが共産主義を攻撃した時、私は少し不安だったが、共産主義者ではなかったから何もなかった。次にナチスは社会主義者と労働組合員を攻撃した。私は前よりも不安だったが、どちらでもなかったから何もなかった。ついで学校が、新聞が、ユダヤ人が攻撃された。私はもっと不安になったが、ユダヤ人ではなかったから何もなかった。ナチスはついに教会を攻撃した。牧師の私は行動したが、それは遅すぎた。私のために声をあげてくれる人はもう誰もいなかった」。

『彼らが最初共産主義者を攻撃したとき』(多くの変形バージョンあり)

さて7月1日、ついに安倍政権は「**集団的自衛権**」を閣議決定しました。日本の右傾化の延長線上に何か起ってくるのでしょうか。今までの右傾化の歴史を振り返ってみましょう。

1962年：家永三郎の教科書裁判「教科用図書検定は検閲に当たり、憲法違反である」の主張の大半が退けられ、教科書検定制度は合憲・適法とされた。

1966年：「建国記念の日」制定。「紀元節」復活。

1969年：自民党が初めて「靖国神社法案」（靖国神社を国家管理とする法案）を国会に提出。以後1974年まで6回にわたって提出され、そのつど廃案となる。

1979年：「元号法」成立。天皇の死によって、年の数え方が変わるという不条理が確立。

1985年：中曽根康弘首相が靖国神社公式参拝（玉ぐし料を公費から支出）。違憲訴訟への判は福岡地裁（2004年）、大阪高裁（2005年）のみ違憲判決。

1991年：湾岸戦争始まる。海上自衛隊初の海外実任務、掃海部隊ペルシャ湾派遣。

1999年：国旗及び国歌に関する法律制定。小淵恵三首相は「国民に強制はしない」と言明。

2005年：2001年小泉純一郎首相の参拝に対する違憲訴訟で大阪高裁は違憲の「ねじれ判決」。

2006年：教育基本法改正。「伝統を継承」「道徳心」「伝統と文化」「規律」「崇高な使命」などの文言が加えられる。

2007年：東京都日野市の市立小学校の入学式で1999年4月に君が代のピアノ伴奏せよとの職務命令を拒否した音楽教師が戒告処分を受け、これを取り消すように東京都教育委員会を訴えた裁判の判決は、最高裁第3小法廷で敗訴。2011年以後、最高裁は9件の同類の訴えについてすべて原告を退け続けている。

2013年：「特定秘密保護法」成立。

2014年：安倍首相の靖国神社参拝（2013年12月26日）に対して「安倍靖国参拝違憲訴訟の会」などが違憲訴訟提出。

・・・以下は私の「かもしれない」予言、こんなことが起るかもしれないという私の危惧です。杞憂（きゆう）に終わるよう祈ります。

20XX年：政府はミッションスクールに対して、君が代斉唱・日の丸掲揚をしない学校には、私学援助停止と通告。

20XX年：政府は首相の靖国神社参拝違憲訴訟原告団に連なる教会に対し、これは宗教法人逸脱行為だから、宗教法人資格取り消しと通告。

20XX年12月10日：ペルシャ湾航行中の自衛隊艦船が機雷に触れ沈没。103人「戦死」。政府は12月20日、靖国神社での国葬を決定し、20、21日を「国喪」と宣言。20日（日）、横浜中央教会は例年通り会堂を電飾でライトアップし、クリスマス礼拝と「祝会」を举行。翌日ネット右翼がブログで「国喪の日にお祝いする教会は非国民」と攻撃。翌日数十人の若者が教会堂を襲撃。この事件が日本の「クリスタル・ナハト」となり。クリスマスを举行した教会が次々と攻撃された。

クリスタル・ナハト(Kristall nacht) = 水晶の夜事件。1938年11月9日夜、ドイツの各地で発生した反ユダヤ主義暴動で、ナチス政権による官製暴動。ユダヤ人の住宅、商店、シナゴークが放火され、後に起こるホロコースト(ユダヤ人大量虐殺)へと導いた。水晶の夜という名は、破壊されたガラスが月明かりに照らされて、水晶のようにきらめいていたことに由来。